

(大島町)

五島をつなぐ ～支庁の窓～ No.48

大島支庁産業課

野生鳥獣による被害は、農林業だけでなく、生活環境や自然環境そのものにも広がっています。大島でも、タイワンザルやキョンなどの野生鳥獣に農作物を食べられるなどの深刻な被害が生じており、大島町や大島支庁では、このような被害がなくなるよう、捕獲事業を進めているところです。

野生鳥獣を「網」や「わな」、「銃器」等の猟具を使って捕獲するためには、それぞれの猟具にあった**狩猟免許の取得**が必要です。正しい知識と技術を身につけ、加害個体を捕獲することが重要です。

また、野生鳥獣は狩猟免許があれば誰でも捕獲できるわけではありません。一部の例外を除き、被害にあっている人自身か被害にあっている人から依頼を受けた人が**捕獲許可を得る**必要があります。許可なく捕獲[※]することは鳥獣保護管理法違反であり、処罰の対象となるだけでなく、事故の原因にもなりたいへん危険ですので絶対にやめてください。※「わな」等を設置するだけでも捕獲行為にあたります。

「わな」等には設置者の氏名や住所などを記載した標識を設置することが義務付けられています。もし標識のない「わな」等を見かけましたら、大島支庁産業課までご連絡ください。

問い合わせ：大島支庁産業課林務担当（2）4431

(利島村、新島村、神津島村)

五島をつなぐ ～支庁の窓～ No.48

大島支庁産業課

野生鳥獣の保護管理に関する業務を行っている林務担当から、野生鳥獣の「捕獲」についてお伝えします。

伊豆諸島には、メジロやカラスバト等、様々な鳥類が生息しており、私たちの生活に潤いを与えてくれます。その可愛らしい仕草や美しい鳴き声を耳にすると、飼いたいと思う方もいるかもしれませんが、次の法律をご存知でしょうか？

鳥獣保護管理法では、野生鳥獣の捕獲(殺傷や卵の採取を含む)を禁止しているため、許可なく捕獲した場合は、処罰の対象になります。また、違法に捕獲した鳥獣を売ることや飼うことも禁止です。現在、東京都では愛玩飼養(ペットとして飼うこと)のための捕獲を許可していません。

野生鳥獣は都民の共有財産です。「キレイだから」「カワイイから」といって、野鳥を捕まえたり飼ったりせず、野生のままの姿を見守りましょう。



問い合わせ：大島支庁産業課林務担当 (2) 4431 (利島村)
// 新島出張所 (5) 0281 (新島村)
// 神津島出張所 (8) 0311 (神津島村)